

良好な自転車交通秩序の実現のための総合対策の推進について

背景

「自転車の交通秩序整序化に向けた総合対策の推進について(平成19年交通局長通達)」に基づく各種対策を推進してきたところ、一定の成果は見られるものの、未だ…

自転車利用者の交通ルール遵守意識は十分に浸透していない
自転車利用者のルール・マナー違反に対する国民の批判の声は後を絶たない
自転車の通行環境の整備も十分には進んでいない

良好な自転車交通秩序を実現させるための総合対策

基本的考え方

【自転車は「車両」であるということの徹底】

- ・ 自転車本来の走行性能の発揮を求める者には歩道以外の場所の通行を促進
- ・ 歩道を通行する者には歩行者優先を徹底

「車道を通行する自転車」と
「歩道を通行する歩行者」
の双方の安全を確保

通行環境の確立

規制標識「自転車一方通行」や「普通自転車専用通行帯」を活用した走行空間の整備
自転車歩道通行可規制の実施場所の見直し
自転車歩道通行可規制のある歩道をつなぐ
自転車横断帯の撤去

等

ルール周知と安全教育の推進

自転車は「車両」であるということの徹底
ルールを遵守しなかった場合の罰則や交通事故のリスク、損害賠償責任保険等の加入の必要性等について周知

等

指導取締りの強化

指導警告の積極的推進、制動装置不良自転車運転を始めとする悪質・危険な違反の検挙
街頭での指導啓発活動時に本来の走行性能の発揮を求める者には歩道以外の場所の通行を促進

等

基盤整備

都道府県警察における総合的計画の策定 条例を制定した地方公共団体の事例も参考としながら、その取組を積極的に支援
体制整備、部内教養の徹底、関係部門との連携 地方公共団体等に対する駐輪場整備や放置自転車撤去の働き掛け 等